

5松監第1019号
令和5年8月25日

松浦市長 友田 吉泰 様

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終えたので、その意見書を送付します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	青島診療所事業特別会計 鉾害復旧灌漑用水施設維持管理事業特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
		後期高齢者医療特別会計					
		介護保険特別会計 (保険事業勘定)					
		介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)					
		福島診療所事業特別会計					
		鷹島診療所事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計	法非適用 ※注1					下水道事業特別会計
							松浦魚市場特別会計
							臨海土地造成事業特別会計
							工業団地造成事業特別会計
		法適用 ※注1					水道事業会計
							工業用水道事業会計
							下水道事業会計
一部事務組合・広域連合		※注2					
地方公社・第三セクター等							

※注1 「法適用」とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業のことであり、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業のことである。

注2 資金不足比率は公営企業会計ごとに算定されるものである。

第2 審査の期間

令和5年8月2日から令和5年8月23日まで

第3 審査の方法

市長から提出された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として審査し、併せて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

松浦市監査基準に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については黒字のため、該当数値はなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても早期健全化基準を下回っている。また、各会計においても資金不足は生じていない。

しかしながら、健全化判断比率はあくまでも財政状況を示す目安に過ぎず、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要がある。

厳しい財政状況ではあるが、将来にわたって健全で安定的な財政運営を維持できるように、効果的・効率的な運営を図りながら、市民サービスの一層の向上と市勢の発展に努められるよう望むものである。

各比率については次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標区分	令和4年度	令和3年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	13.46	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.46	30.00
実質公債費比率	10.7	10.8	△ 0.1	25.0	35.0
将来負担比率	37.5	48.1	△ 10.6	350.0	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく算定されないため、「—」を記載

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額は6億 6,699万円の黒字であり、該当数値はない。

(2) 連結実質赤字比率について

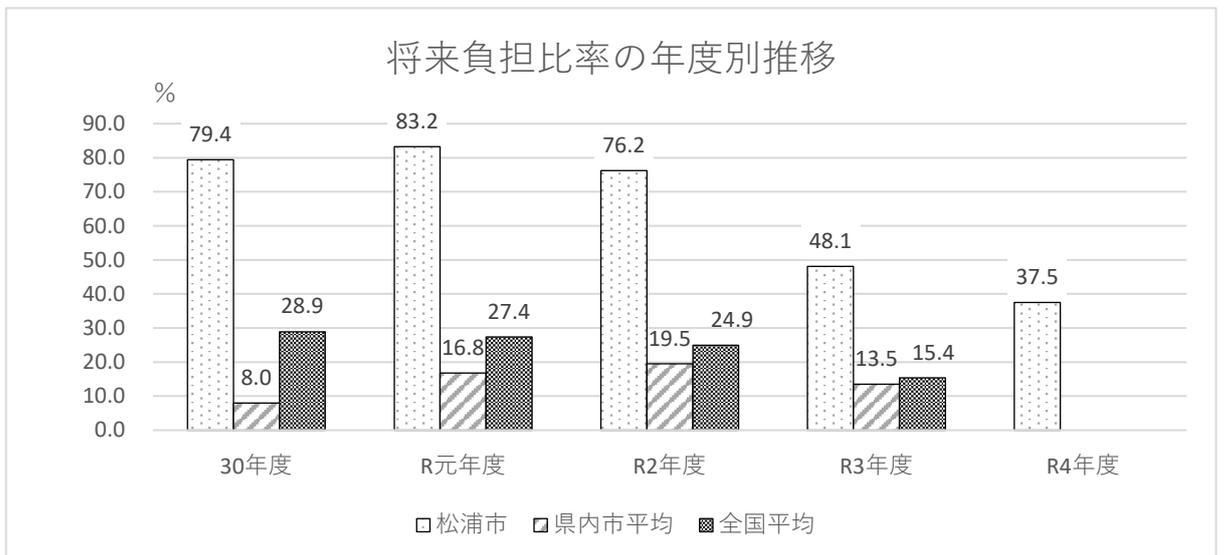
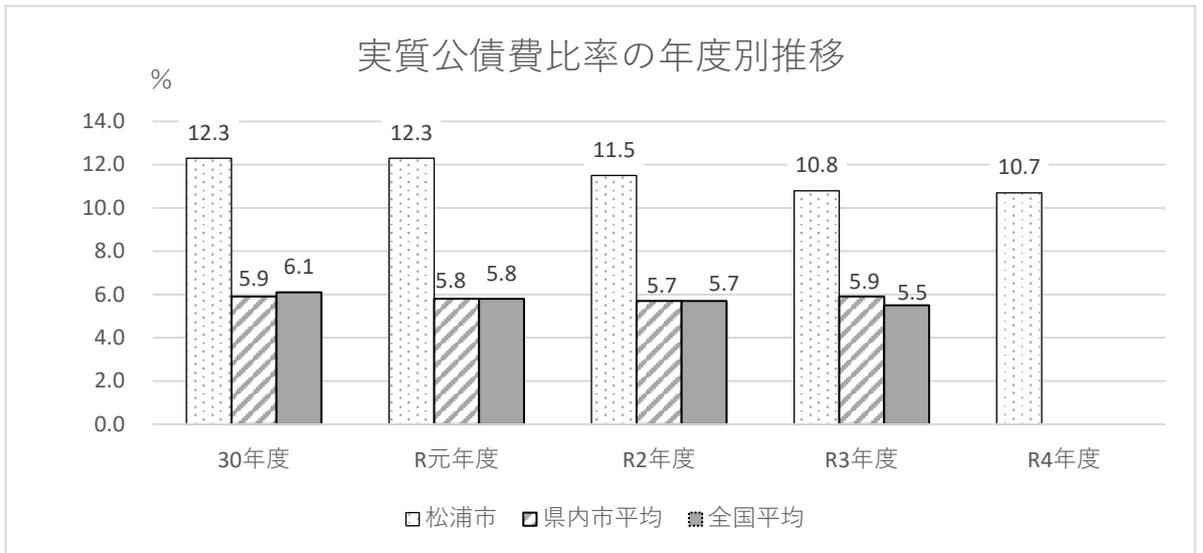
一般会計及び特別会計の実質収支額並びに公営企業会計の資金不足・剰余額の合計である連結実質収支額は 21億 1,578万円の黒字であり、該当数値はない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は10.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、前年度と比較すると0.1ポイント改善している。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は 37.5%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、前年度と比較すると10.6ポイント改善している。



2 資金不足比率

(単位：%)

会計区分	令和4年度	令和3年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	—	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0

注) 資金不足が生じていない会計は資金不足比率が算定されないため、「—」を記載

各会計の資金不足は生じておらず、該当数値はない。